



参事官（地域政策担当）の設置

参事官(地域政策担当)の業務

内閣府組織令（平成12年政令第245号）

第27条の2 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画社会の形成の促進を図るために行う地方公共団体からの情報の収集及び地方公共団体に対する情報の提供に関すること。
- 二 独立行政法人男女共同参画機構の組織及び運営一般に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち地域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の企画及び立案並びに実施に関すること（男女間暴力対策課の所掌に属するものを除く。）。

【具体的な取組】

- 地方3団体等との連携、都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長等会議の開催
- 独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA）及び男女共同参画センターの機能強化
- 地域女性活躍推進交付金による地方公共団体の取組の支援
- 男女共同参画の視点からの防災・復興対応への取組の推進
- 自治会等の地域活動における男女共同参画の推進